

足袋行司の出現と定着

根 間 弘 海*

1. はじめに

現在、十両以上の行司は足袋を履く「足袋行司」である。他方、幕下以下は足袋を履かない「素足行司」である。三役以上は足袋と共に草履を履く「草履行司」である¹⁾。行司は素足行司、足袋行司、草履行司という順序で出世していくが、その順序は地位としての草履が認められる天明8(1788)年以降、ずっと現在まで変わりなく維持されてきたものだろうか。それとも、そうではなく、天明8年から現在までの間で何らかの変化があったのだろうか²⁾。実は、変化があったのである。それでは、どのような変化があったのだろうか。

天明8年以前は、足袋行司と草履行司の区別がなかった³⁾。しかし、錦絵を見る限り、草履行司は足袋を履いている。足袋行司がいなかったのに、草履行司はなぜ足袋を履いていたのだろうか。実は、草履を許されると、それに付随して足袋も許されていたのである。草履を履けば足袋も許されたが、足袋だけの行司は許されていなかった。当時は、地位としての足袋行司は認められていなかった⁴⁾。

本稿では、天保末期までの江戸相撲の足袋行司に限定し、主として次の二つについて調べる。

*専修大学経営学部教授

- (a) 足袋行司はいつ出現したか。
- (b) 足袋行司はいつ定着したか。

本稿では、弘化以降の足袋行司についてはほとんど触れていない。また、現在のように、いつ幕内行司や十両行司が草履を許されたかに関してもまったく触れていない。

2. 文政6年以前の素足行司

地位としての足袋行司が現れたのは、おそらく文政7（1824）年から天保4（1833）年までの間である。しかし、その間、いつの時点でそれが現れたかとなると、残念ながら、具体的な年月をまだ確定できない。文政7年から天保4年までは10年間あり、けっこう長い年月である。その間に足袋行司の出現を確認できる資料があるはずだが、文字資料ではそれをまだ見していない。そうすると、錦絵が貴重な資料となる。学研『大相撲』（p.75）に木村正蔵の足袋姿を描いた錦絵があり、もしかすると、それがその間に描かれているのかもしれない。絵師の「五渡亭」を手がかりにすれば文政末期か天保初期の可能性があるが、やはり具体的な年月を割り出すことはできない⁵⁾。

草履行司は天明8（1788）年から現れている。草履行司を除けば、行司はすべて素足行司だった。素足行司と草履行司の間に足袋だけを履く行司はいなかった。文政6年の錦絵で第四席の木村庄太郎を素足で描いたものがある。おそらく、その頃までには足袋行司は現れていないはずだ。それでは、文政6年以前までは足袋行司がいなかったことを裏付ける証拠をいくつか見てみよう⁶⁾。



図1 小柳と四賀峯の取組

- (a) 文政6（1823）年10月⁷⁾、小柳と四賀峯の取組、春亭画、『江戸相撲錦絵』（pp. 30-1）⁸⁾（図1）

当時、行司の木村庄太郎は第四席だが、素足で描かれている。この地位の行司を素足で描いていることから、少なくとも文政6年までは足袋行司はいなかったに違いない。

- (b) 文化13（1816）年2月、雲早山（小結）と玉垣（大関）の取組、春亭画、酒井著『日本相撲史（上）』（p. 246）／『相撲浮世絵』（p. 86）

行司は木村庄太郎（第四席）で、素足で描かれている⁹⁾。左足の小指がはっきり確認できる。文政6年に木村庄太郎が素足であれば、文化13年に同じ行司が素足であるのは当然である。

酒井著『日本相撲史（上）』の「文化の川柳」の項に次のような興味深い川柳が取り上げられている。

- (c) 「出世して足袋を脱ぐ武士はく行司」（p. 216）

これについて、酒井氏は次のようなコメントを書いている。

「武士は布衣（目見え以上で布衣を着る資格のあるもの）以上の役義を命ぜられるときには、将軍から直接渡されることになっている。そのときには素足で行くことになっていた。反対に行司は見習格の時には足袋をはかないが、幕下十両位の処にでる行司からは、ようやく白足袋をはくことができるのである」(p. 216)

この川柳を素直に読めば、文化年間には「足袋行司」がすでに出現している。出世すれば、行司は足袋を履くからである。しかし、時代的背景を考慮すれば、この足袋は草履と共に履く足袋を表しているはずだ。草履を許されれば、それに付随して足袋も許されるからである。川柳では、草履のことを述べず、足袋だけを強調しているのも、誤解を招く恐れがある。

もう一つ、酒井氏のコメントには誤解を招く内容がある。つまり、幕下十両位の行司になると足袋が履けると述べてあるが、これは現在の行司には当てはまっても文化年間には当てはまらない。文化年間当時は、草履を許されていない行司は地位に関係なく素足だったからである。酒井氏がこの川柳のコメントを書いたとき、文化年間にも「足袋行司」がいたと考えていたかどうかは分からない、また、当時、幕下十両（現在の十両）以上の行司も足袋が履けたと考えていたかどうか分からない。いずれにしても、文化年間にはそのような「足袋行司」はまだ出現していなかった。

- (d) 享和2（1802）年、京都鴨河角舩図、渡辺崋山画、酒井著『日本相撲史（上）』（p. 204）^{10）}

この図は京都の勸進大相撲を描いたもので、行司の名前は記されていない。江戸相撲の行司の足元を確認する資料としては必ずしも妥当でないかもしれない。しかし、享和年間の行司の足元を確認できる一つの参考資料にはなるはずだ。二重土俵の外側の土俵近くで蹲踞している行司は素足である。小指がはっきり確認で

きる。草履行司ではないことから、地位が少し低い行司のようだ。上位力士の取組を裁いていることから、現在なら「足袋行司」に相当する行司に違いない。その行司が「足袋」を履かず、素足で描かれている。つまり、享和2（1802）年当時、草履でない行司は「素足」だった。

ところで、この図では名乗り行司（呼び出し）が両力士の名前を紹介している。一人の力士は腰をかがめて水をつけているが、もう一人の力士は内側の土俵近くで観客に顔を向け、腰を前へ少しかがめている。

- (e) 寛政3（1791）年6月の上覧相撲の図（酒井著『日本相撲史』（pp. 174-5））¹¹⁾

上覧相撲を描いた錦絵やその様子を描写している写本などから木村庄之助は素足だったことが分かる¹²⁾。木村庄之助が素足であれば、他の行司が素足であることは間違いない。

上覧相撲の行司の足元に関し、明治時代の行司木村瀬平は次のように語っている。

「(寛政3年の上覧相撲では：NH) 行司は足袋以上の者に限り（参加した：NH）」（『都』（M31.5.14））

これは事実に反する。というのは、寛政3年当時、足袋行司は存在していなかったからである。上覧相撲に参加した行司は「上位の行司」であったことは間違いないが、当時の勸進相撲でも木村庄之助の草履を除き、上位行司はすべて素足だった。そもそも、「足袋以上の行司」（つまり「足袋行司」）という行司はいなかったのである¹³⁾。

ついでに、木村庄之助が寛政3年の上覧相撲でなぜ草履を履かなかったのかについて簡単に触れておきたい。将軍の前で草履を履くことは失礼に当たるからだとはなんとなく理解していたが、それを文字資料で再確認することができた。『相撲家伝鈔』（正徳4（1714）年）に「草履の事」の項があり、次のように述べている。

- (f) 「草履は田舎体にては冬にて用いる事もあり。御前相撲などは不礼なり。夏は素足、冬草履を履かず。足袋ばかりにて致すべし。惣じて草履はくこと不作法なり。キヤハン是用いるべからず。牡丹などに緞子あや、いずれも見合用いるべし。」

この資料はこれまでもしばしば見ているが、随分昔の資料だと思い、あまり重要視していなかった。しかし、それは私の判断ミスであり、どうやら寛政3年当時もそれが生きていたようである。草履を御前相撲などで履くことは「無礼」だとはっきり述べてあるからである。「無作法」ではなく、「無礼」である。これがおそらく寛政3（1791）年の上覧相撲でも木村庄之助が草履を履かなかった理由かもしれない。

この稿を執筆している時点ではこのように理解しているが、疑問がまったくないわけではない。というのは、3年後に催された寛政6年の上覧相撲では木村庄之助は草履を履いて裁いているからである¹⁴⁾。寛政3年後に草履に関する考えが大きく変わったかもしれない。つまり、勧進相撲で草履を履くことが当たり前になり、地位としての草履であれば将軍の前でも「無礼」にはならないという考えになったのだろうか。その辺のことが必ずしもはっきりしない。

3. 文政7（1824）年以降の足袋行司

文政6年10月の錦絵で第四席の木村庄太郎が素足であることから¹⁵⁾、当時までは足袋行司はいなかったと言って差し支えない。それでは、地位としての足袋行司が現れたのはいつだろうか。文政7年以降の文字資料や絵図資料でそれが見つからないかを調べているが、今のところ、断定できるような資料は見当たらない。従って、足袋行司が初めて現れるようになった具体的な年月を確定することもできない。

(1) 越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵（図2）

この錦絵は小冊子『相撲絵展』（山口県立萩美術館・浦上記念館編、平成10年11月、p.16）に掲載されている¹⁶⁾。この錦絵は天保4（1833）年2月の取組を描いてあるようだ¹⁷⁾。その最大の理由は、越ヶ濱が天保3年11月に荒磯に改名していることである。絵師がその改名に気づいていたならば、「荒磯」を使用したはずだ。天保4年2月には追手風は「逐手風」となっているが、これは「漢字」の表し方に厳密でなかった時代的背景によるものである。つまり、「逐手風」を「追手風」としても、読み方さえ一致すれば、同じ力士として見なされていた。

この錦絵の絵師は五渡亭となっている。この五渡亭は文政10（1827）年頃、「香蝶桜」に改名している。錦絵の五渡亭にこだわり、改名後はその名を使用しなかったとすれば、この錦絵は文政10年以前に描かれていることになる。また、木村正蔵は文政9年正月場所から文政11年10月まで番付からいなくなる。それを考慮すれば、この錦絵は文政8年までに描かれていることになる¹⁸⁾。しかし、文政8年までに足袋行司が現れていたとすれば、文政11年ごろに書かれた「角觥詳説活金剛伝」にもそのことが述べて



図2 越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵

あってもよさそうなものだが、それについては一言も触れていない。さらに、文政10年後にも香蝶桜と共に五渡亭の署名入りの錦絵がいくつかある。たとえば、文政10年後に描かれた錦絵では、次に示すように「五渡亭」の署名になっている¹⁹⁾。

- (a) 文政11年～13年，阿武松横綱土俵入りの図，五渡亭画，『江戸相撲錦絵』（p. 58）

阿武松は文政11年2月に横綱免許を授与され，同時に故実門人となっている（荒木著『相撲道と吉田司家』（p. 197）²⁰⁾。

- (b) 文政12年～13年，稲妻横綱土俵入りの図，五渡亭画，『江戸相撲錦絵』（p. 59）

稲妻は文政13年9月に横綱免許が授与され，同時に故実門人となる（荒木著『相撲道と吉田司家』（p. 197）／吉田著『原点に還れ』（pp. 196-9）²¹⁾。

- (c) 天保4（1833）年2月，越ヶ濱と追手風の取組，五渡亭画，『相撲絵展』（p. 16）

この錦絵は天保2年に描かれているかもしれないと述べているものもある（『相撲絵展』（p. 16））。しかし，本稿では天保4年

に描かれているとしている。両力士は文政13年3月から天保2年11月まで対戦していないからである。

- (d) 天保6年正月、小松山（布川）富吉、五渡亭画、酒井著『日本相撲史（上）』（p.291）。

この錦絵には小松山改め布川とある。

このように見てくると、「五渡亭」の署名があれば、その錦絵は文政10年前に描かれたものであると必ずしも断言できない²²⁾。

越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵は五渡亭の署名になっているが、天保4年2月の取組を描いたのもであると仮定すれば、木村正蔵は文政11（1828）年10月から天保3（1832）年11月までの間に足袋行司を許されたことになる。しかし、いつの時点で許されたかは分からない。本稿の末尾に示されている資料（2）にあるように、木村正蔵は文政9年正月の番付からいなくなり、文政10年10月に復帰している。その後、天保5年10月まで木村正蔵としてずっと務めている²³⁾。

（2） 木村正蔵の足袋姿を描いた錦絵（図3）

木村正蔵の足袋姿を描いてある錦絵は学研『大相撲』（p.75）に掲載されている²⁴⁾。この錦絵の年月を見分けることができれば、足袋行司がいつ頃までにすでに現れていたかを知ることができる。そういう意味で、この錦絵は貴重な資料である。もちろん、錦絵の年月が割り出せても、それによって足袋行司がいつ現れたかが直ちに分かるわけではない。確認できるのは、その年月には足袋行司がすでに現れていたことである。錦絵が描かれる前に足袋行司は既に現れていたかもしれないのである。

この錦絵は文政11年（1828）10月から天保4（1833）年2月の間に描か



図3 木村正蔵の足袋姿を描いた錦絵

れたものだと推測できる。その理由としては、少なくとも次の三つがある。

- (a) 木村正蔵は文政9年正月の番付から消えているが、文政11年10月には復帰している。
- (b) 越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵は天保4年2月場所を描いたものである。その錦絵の行司は木村正蔵だが、この錦絵の木村正蔵と同一人物である。
- (c) 絵師が五渡亭だが、香蝶桜に改名した後も五渡亭をとくとき使用している。従って、文政10年以前の錦絵であると必ずしも断定できない。実際、越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵は、五渡亭の署名があるにもかかわらず、天保4年2月のものである。

この錦絵は文政11年10月から天保4年2月の間に描かれたものだと推測しているが、別の見方をすることもできる。木村正蔵は弘化2年2月に12代木村庄之助を襲名している。木村庄之助を襲名する前に草履を許されて

いなければ、それまでずっと足袋だったことになる。従って、この錦絵は天保4年2月以降に描かれた可能性もまったく否定できない。この見方が正しいかどうかは、今後検討しなければならない。

この錦絵を文政11年10月から天保4年2月の間に描かれたものだと推測している理由を三つ提示したが、その中でも絵師の五渡亭が重要である。確かに、文政10年頃に香蝶桜に改名し、その後もときどき五渡亭も使用しているが、天保後期の錦絵では五渡亭という署名を使用していない。天保後期に五渡亭を使用していないことが確実であれば、五渡亭の署名が入った錦絵はそれ以前に描かれたものである。

それでは、いつまで五渡亭の署名を使用していたのだろうか。これに関しては、私は詳しく調べていない。公表されている出版物で見ると、天保後期には香蝶桜の署名ばかりで、五渡亭の署名はない。このように、木村正蔵の一人立ちの足袋姿を描いた錦絵の年月に関しては、いつごろのものかさえははっきりしない。従って、具体的な年月を割り出すこともできない。

本稿では文政7年以降に足袋行司は現れたという立場だが、それ以前の可能性がないわけでもない。その場合は、木村庄太郎（5代）が描かれたとする文政6年10月の錦絵の年月に問題がないかどうかを検討しなければならない。もしその錦絵が文政6年以前のものであったことが分かれば、それに応じて足袋行司が現れた年月も変わる可能性がある。このような問題が生じるのは、もちろん、錦絵のような絵図資料に全面的に依存するからである²⁵⁾。

(3) 木村庄之助の足袋姿を描いた錦絵（図4）

学研『大相撲』（p.75）に木村庄之助の一人立ちの錦絵がある。その木村庄之助は足袋姿である。江戸時代であれば、木村庄之助が足袋姿であっ



図4 木村庄之助の足袋姿を描いた錦絵

でも何も不思議ではない²⁶⁾。しかし、木村庄之助がいつからその足袋を許されたかはやはり気になる。この錦絵の木村庄之助は11代木村庄之助として天保10（1839）年3月から天保15（1844）年10月まで務めている²⁷⁾。木村庄之助になる前は木村庄太郎（6代）を名乗っていた。その期間は文政7（1824）年10月から天保4（1833）年2月までである²⁸⁾。この行司が足袋を許された年月の可能性は、二つある。

- (a) 庄太郎時代に許された。つまり、文政7年10月から天保4年2月までの間に足袋を許され、木村庄之助になってもしばらくは足袋を履いていた。
- (b) 木村庄之助を襲名した後で許された。従って、それまでは素足だった。

この二つのうち、どれが正しいのだろうか。文政7年10月から天保4年までに木村庄太郎の「足袋」を裏付ける絵図資料や文字資料がない。木村庄太郎時代に本人の足袋姿を描いた絵図資料もないし、木村庄太郎に足袋が許されたことを記述してある文字資料もない。従って、その間に足袋を

許されていたかどうかも分からない。しかし、他の行司の足袋姿から木村庄太郎の足袋を確認できるかもしれない。その他の行司としては、たとえば、一枚上の木村正蔵がいる。

木村正蔵は天保4年2月までは木村庄太郎より一枚上である。天保4年までに木村正蔵に足袋が許されているので、木村庄太郎の足袋も次のいずれかである。

- (a) 木村庄太郎は木村正蔵と共に足袋を許されていた。
- (b) 木村正蔵には許されていたが、木村庄太郎には許されていなかった。

これもどれが正しいのか、実は、まったく分からない。裏付けとなる証拠がないのである。木村正蔵より一枚下の木村庄太郎が共に天保4年2月までに足袋を許されていたかどうかは分からない。どのような基準で足袋が許されたかが分からないのである。たとえば、足袋を許す基準があったかどうか分からない。木村正蔵と木村庄太郎はほぼ同じ地位にあったことから、同時に足袋が許されたかもしれない。しかし、木村正蔵と木村庄太郎の間には「一枚の」地位の差があったことから、木村正蔵だけに許されたかもしれない。どちらが事実かを判断するには、やはり証拠が必要である。

この錦絵は確かに木村庄之助の足袋姿を描いているので、天保10年3月場所後に描かれていることは確かである。しかし、これは木村庄之助を襲名した時に初めて足袋を履き始めたことを意味しない。木村正蔵が天保4年2月までに足袋を既に履いていたことを考慮すれば、木村庄之助は木村庄太郎時代に既に足袋を許されていたに違いない。いつ許されたかとなると、それが分からないのである。それを裏付ける確かな資料がないからである。

4. 『相撲櫓太鼓』(天保14年)の足袋行司

この『相撲櫓太鼓』には草履を履いた木村庄之助と式守伊之助だけでなく、足袋を履いた行司が絵入りで掲載されている²⁹⁾。この写本は天保14(1843)年正月場所後に世に出ている。少なくともそれ以前に書かれたとは思われない。それは次の理由に基づく。

- (a) その場所で改名した力士が出ている(酒井氏『日本相撲史(上)』(p. 313))。

この場所で、たとえば、千田川が友綱に、狭布里が柏戸に、鷺ヶ濱が常盤山に、橘が三ツ鱗に、それぞれ改名している。すなわち、改名後の力士が描かれている。

- (b) その場所の取組表と一致する取組が多い(酒井氏『日本相撲史(上)』(p. 313))。

- (c) 行司の木村禎蔵が裁いている。この禎蔵は春場所に復帰し、その翌場所は木村正蔵に再び改名した。

木村庄之助と式守伊之助が天保14年正月に草履を履いていたのは、この『相撲櫓太鼓』でも確認できる。しかし、いつからそれを履き始めたかは、この『相撲櫓太鼓』では分からない³⁰⁾。

『相撲櫓太鼓』には当時の足袋行司が全員掲載されているかどうか定かでないが³¹⁾、当時、足袋行司が地位としてすでに確立していたことは認めてよい。参考までに、その足袋行司と裁いている取組をいくつか次に示す。

- (a) 式守鬼一郎： 小柳と荒馬の取組，鏡岩と友綱の取組。
- (b) 木村岸之助： 武蔵野と桐山の取組，常山と黒柳の取組。
- (c) 木村禎蔵： 霧ヶ峰と君ヶ嶽の取組，錦と太孝山の取組。
- (d) 木村竜五郎： 越の海と音羽山の取組，柏戸と白山の取組。
- (e) 木村市之助： 五十嵐と鉞^{まさか}りの取組，高根山と関の戸の取組³²⁾。

『相撲櫓太鼓』には取組の図はあるが、裁く行司が描かれていないものもあるし、名前が記されていない素足行司が裁いているものもある。素足行司はおそらく足袋行司より地位が低い行司に違いない。

『相撲櫓太鼓』の足袋行司からは天保14年正月場所当時、「足袋」が地位として既に確立していたことは分かるが、いつそれが確立したかは分からない。それ以前であることは確かである。また、どのような基準で足袋行司が決まったかも分からない。上位の行司に許されたことは確かだが、どの地位までの行司に許されたのかはやはり不明である。そもそも当時、行司の地位にどのような段階があり、それをどのような基準で決めていたかが分からない。

5. 天保末期の足袋姿を描いた錦絵

天保14(1843)年には足袋行司がすでに確立していたことは『相撲櫓太鼓』で確認できたが、それ以前に足袋行司は既に確立していたはずだ。実際、天保14年以前にも特定の行司が何人か足袋を履いている。しかし、いつの時点で足袋行司が地位として認められ、どの地位の行司に足袋が許されるようになったかは定かでない。

天保後期には足袋姿を描いている錦絵が多く見られるようになっている。それまでは一人とか二人の足袋行司しか見られなかったが、天保10年以降、

特に13年あたりからは上位の足袋行司が何人も見られるようになっている。なぜそうなったのかは分からない。天保10年あたりを境にして足袋行司を許す基準が緩やかになったのだろうか。それとも、それまでもその基準は同じだったが、足袋行司を描いた錦絵がたまたま少なかっただけだろうか³³⁾。

文政末期以降の上位行司の変動をみると、基本的にはほとんど同じである。隣接する行司の間で席順が一枚程度変わったり、しばらく番付から消えていたが、後で復帰したりすることはある。首席行司に変動があれば、それに応じてその下位行司にも変化がある。下位の行司がそれだけ上位に進むので、足袋行司の顔触れもそれだけ変わることになる。しかし、錦絵の数で見ると、天保10年以前に足袋行司を描いた錦絵は非常に少ない。このようなことを考慮すれば、天保10年あたりで足袋行司を許す基準に何らかの変化があったはずだ。それがどのような変化だったかを示す文字資料はまだ見つかっていない。

それでは、天保10年以降、顔触れの異なる足袋行司を描いた錦絵を参考までにいくつか見てみよう³⁴⁾。次に示す錦絵は一つを除いて、すべて相撲の本で見ることができる。

- (a) 式守勘太夫，天保10年3月，「勸進大相撲の図」，香蝶桜画，SWPM (p. 124)

平岩と不知火の取組を描いている。この場所から初代勘太夫は式守伊之助を襲名した。やはり足袋しか履いていない。当時は式守伊之助でも足袋は珍しくなかった。従って、勘太夫が伊之助を襲名した本場所で足袋だけを履いていても、何も不思議ではないのである。この勘太夫は伊之助を襲名する以前も足袋行司だった可能性が高いが、それを裏付ける証拠はまだ見ていない³⁵⁾。

- (b) 式守鬼一郎, 天保13年2月か10月, 香蝶桜画, 学研『大相撲』(p. 93)

鏡岩と狭布里の取組。天保12年正月に荒飛から狭布里に改名しているが、11月場所では鏡岩と対戦していない。鏡岩と対戦しているのは天保13年2月と10月である。おそらくいずれかの場所の取組を描いたものである。狭布里は天保14年正月には柏戸に改名し、鏡岩とも対戦している、錦絵を正月以前に描いた可能性をまったく否定できないが、柏戸に改名した後の取組ではないはずだ。

この式守鬼一郎は天保10年3月番付によると、第四席である。勘太夫が伊之助になった後なので、鬼一郎は式守家の首席になった。そのために、足袋を許されたのだろうか。それとも、番付の第四席であるために許されたのだろうか。いずれが正しい見方は分からないが、鬼一郎は天保10年3月には既に足袋を許されていた可能性がある。しかし、それを裏付けるにはもっと他の証拠が必要である³⁶⁾。今のところ、その証拠は見つかっていない。

- (c) 木村岸之助, 天保14年正月場所, 香蝶桜画, SWPM (p. 129)

この錦絵は、SWPM (p. 129) によれば、天保14年正月場所の不知火と小柳の取組を描いたものとなっているが、それが正しいのかどうかは定かでない。不知火は天保10年11月に濃鏡里から改名しているので、それ以前の錦絵でないことは確かだ。不知火と小柳はその後天保15年正月まで対戦しているので、その間に描かれていることも確かだ。しかし、どの年月の取組かを特定化できる証拠はその錦絵には見当たらない。そのため、SWPM(p. 129) に記されている天保14年正月場所としてよいのかも分からない³⁷⁾。正しいかもしれないし、そうでないかもしれない。いずれにしても、この錦絵は天保10年11月場所から天保15年正月場所の間に描かれていることは確かだ。

この錦絵の木村市之助は天保10年3月番付では第五席であるが、木村家の中では第四席である。それだけの地位にいれば、当時でも足袋を既に許されていたとしても不思議ではない。

- (d) 木村竜五郎，天保13年2月，香蝶桜画，学研『大相撲』（p.93）
 ／『江戸相撲錦絵』（pp.53-4）

越ノ海と高根山の取組。真鶴が高根山に改名したのは天保13年2月場所である。その場所で、越ノ海は高根山と対戦している。その後、高根山は天保14年10月場所で雲生嶽に改名しているが、両力士はその場所まで対戦していない。従って、本場所の対戦した取組を考慮すれば、この錦絵は天保13年2月場所の取組を描いたものと判断してよい。

- (e) 木村竜五郎，天保13年10月か天保14年正月，香蝶桜画，学研『大相撲』（p.92）／『江戸相撲錦絵』（pp.142-3）

高根山と小柳の取組。高根山は天保13年2月に高根山に改名し、小柳とは天保13年10月と14年正月に対戦している。高根山は天保14年正月には雲生嶽に改名しているので、その2場所のうちいずれかの取組を描いた錦絵ということになる³⁸⁾。

- (f) 木村市之助，天保14年正月，香蝶桜（国貞）画，2000年相撲浮世絵カレンダー

常盤山と関ノ戸の取組。天保14年正月に鷺ヶ濱は常盤山に改名している。その場所で関ノ戸と対戦している。両力士が天保時代に対戦したのはこれが最後である。絵師の香蝶桜国貞は天保15年に香蝶桜豊国に改名しているが、この錦絵の署名は香蝶桜国貞になっている³⁹⁾。従って、署名に基づけば、この錦絵は天保14年正

月場所の取組を描いたものだと判断してよい。

6. おわりに

本稿では、足袋行司が「いつ」現れ、「いつ」定着したかを解明するつもりだったが、その具体的な年月を確定できなかった。解明できたのは次の二つである。

- (a) 足袋行司が現れたのは、文政7年10月から天保4（1833）年2月の間である。
- (b) 足袋行司が定着したのは、天保中期か末期である。

文政6（1823）年10月の錦絵には第四席の木村庄太郎が素足で描かれている。その錦絵の年月が正しければ、それまでは素足行司だったことが分かる。従って、足袋行司が現れたのはそれ以降となる。天保4（1833）年2月の取組を描いた錦絵には木村正蔵が足袋行司になっている。従って、それまでには足袋行司が現れたことになる。その間、どの時点で素足行司から足袋行司に変わったのかはまったく分からない。具体的な年月を確定できる資料がないからである。いつか、具体的な年月を確定できる資料が見つければ、もっと幅の狭い期間になることは間違いない。

異なる顔触れの足袋行司が一挙に現れるようになるのは、天保末期である。その頃にはすでに足袋行司の制度は確立している。しかし、その制度は天保中期あるいはそれ以前に既に確立していた可能性もある。どれが歴史的に見て正しいかは今後の研究に俟つかない。特に文字資料が見つければ、本稿の指摘が正しいかどうかは判明する。

本稿では、天保時代までの足袋行司を対象を限定してあるが、それ以降

どのように足袋行司の制度が変わってきたについてはまったく触れていない。天保時代の「足袋」は上位の行司に許された可能性が高いが、その具体的な地位や名称ははっきりしない。現在では幕内行司と十両行司にも許されているが、天保から現在までに足袋を許す制度が変わっていることは確かだ。どのような変化を経て現在の足袋行司の制度が確立するようになったかは、やはり今後の研究に俟たなければならない⁴⁰⁾。

本稿では、天保期までに足袋行司がどのような経緯で定着したのかについても触れていない。それに触れたくても資料が欠しいのである。文政7(1824)年から天保中期にかけては錦絵もたくさんあるが、足袋行司を描いてある錦絵は極めて少ない。また、その時期に書かれた文字資料にも足袋行司の制度について言及してあるものが見当たらない。しかし、いつか、足袋行司が定着する過程について述べてある資料が見つかるかもしれない。

注

- 1) 履きものを中心に行司を分類してあるが、この三分は便宜上の区分である。現在、三役格と立行司を一つにまとめて「草履行司」と呼ぶことはほとんどない。以前は、足袋行司のうち十両格を「足袋格」、幕内格を「本足袋」と呼ぶこともあった。三役格は現在、草履を履いているが、そうなったのは昭和35年1月である。それ以前は履かない時期もあった。これについては拙著『大相撲行司の軍配房と土俵』の第5章「草履の朱房行司と無草履の朱房行司」でも扱ってある。
- 2) 木村庄之助に草履が天明8年以降に許されたことは拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第4章「行司と草履」でも述べてある。そして天明7年以前の木村庄之助に授与された免許状の文面には問題があることも指摘してある。草履が許されたのは厳密には天明8年というより天明7年12月かもしれない。「相撲行司家伝」(文政10年11月)によると、7代木村庄之助に授与された免許状は天明7年12月の日付となっており、その文面に草履が許されている。その免許状の文面と交付日が事実を正しく反映しているかどうかはまだ検討の余地があるが、「差し上げ申す一札の事」(寛政元年11月)に基づき、本稿では木村庄之助は天明8年から草履を履くようになったとしておく。この文書は多くの相撲の本で見られるが、たとえば酒井著『日本相撲史(上)』(p.166)もその一つである。
- 3) 元禄の頃の相撲を描いた絵図資料には足袋と草履を履いた行司もいる(たとえば「四十八手絵巻」(堺市博物館製作『相撲の歴史』(p.24/p.26))。天明8年以前の

足袋や草履は地位を表す履きものではなかった。実際、絵図ではほとんど、素足で描かれている。

- 4) これは江戸相撲だけに適用されることかもしれない。というのは、大阪相撲や京都相撲では当時でも足袋行司を描いた錦絵がときどき見られるからである。大阪相撲や京都相撲では江戸相撲と違い、地位としての足袋行司を認めていたのか、それとも行司が自由に足袋を履くことが許されていたのか定かでない。たとえば、天明2年ごろの錦絵でも木村植之助が足袋を履いて渦ヶ淵と荒海の取組を載っている(SWPM (p.70))。この錦絵には絵師の署名がない。また、木村虎吉の足袋姿を描いた錦絵(春英画)があるが、文化7年以前に描かれたようだ。この行司は京都相撲の行司らしい。この錦絵は同じ春英画の7代木村庄之助の一人立ちの錦絵(学研『大相撲』(p.74))とよく似ていることから、寛政期に描かれているかもしれない。木村寅吉という行司が天保3年5月に吉田司家の故実門人になっているが(荒木著『相撲道と吉田司家』(p.198))、春英の活動期と異なることから錦絵の木村虎吉とは異なる人物に違いない。
- 5) 相撲の錦絵に詳しい方にも何人かその年月の割り出しを尋ねたが、明確な返事をもらうことができなかった。五渡亭を香蝶桜に改名したのは文政10年頃らしいが、改名後も五渡亭をときには使用していることから、絵師の署名だけでは年月を割り出せないのである。
- 6) 本稿では文政7年以降に足袋行司は現れたという立場だが、その理由は文政6年10月以前に足袋行司を裏付ける資料がないからである。もしそのような資料が見つかったなら、本稿の年月は、もちろん、修正しなければならない。
- 7) 錦絵に記載されている力士名を考慮すると、文政6年10月頃に描かれている。
- 8) 文政2年冬場所か3年春場所の頃に描かれた絵図「相撲双六」(『相撲浮世絵』(p.198))がある。絵図の下部に素足の行司が描かれている。この行司は双六ゲームの開始を合図する役割を果たしているの、地位が低い行司である。たとえ足袋行司が当時すでに出現していたとしても、地位が低ければ素足である。従って、この絵図は足袋行司とは関係ない。文政初期に描かれた絵図なので、参考までに取り上げておく。
- 9) 文化13年2月の番付によると、上位の行司は木村庄之助、式守伊之助、式守鬼一郎、木村庄太郎、式守卯之助、岩井嘉七の順序になっている。式守鬼一郎には文化6年9月に草履が許されている(『ちから草』(p.26))。それまで式守鬼一郎は素足だったに違いない。草履を許されたとき、それに付随して足袋も履くようになった。第二席の式守伊之助が文化6年9月当時、草履行司だったのか素足行司だったのかは不明である。鬼一郎が草履を許されたら、伊之助も草履を許されて当然である。しかし、その草履を裏付ける証拠がまだ見つかっていない。
- 10) 堺市博物館製作『相撲の歴史』(p.64)にも同じ絵図があり、解説では河村文鳳画(p.109)となっている。

- 11) この上覧相撲の様子を描いた文字資料はたくさんある。それに比べ、絵図資料は非常に少ない。そして、木村庄之助にしても草履を履いていたのか、素足だったのかを確認しようとすると、資料がもっと少なくなる。いずれにしても、木村庄之助が素足だったことは絵図資料から確認できる。もちろん、他の行司もすべて素足だった。
- 12) これは拙著『大相撲行司の軍配房と土俵』の第2章「上覧相撲の横綱土俵入りと行司の着用具」でも詳しく扱ってある。
- 13) 寛政3年当時、行司の地位に何段階あり、それぞれをどのような名称で呼んでいたかは分からない。従って、三役行司という地位や朱色の行司といった名称があったかどうか分からない。房の色に関しては、木村庄之助や上位行司が朱色だったことは分かって、それ以下の行司がどんな色を使用していたかは必ずしもはっきりしない。ちなみに、軍配房の朱色は少なくとも元禄の頃の絵図「四十八手絵巻」(p.24)や「相撲之図」(p.22)(堺市相撲博物館製作『相撲の歴史』)などでも確認できる。その頃、朱房が行司の地位と結びついていたかどうかははっきりしない。
- 14) 寛政6年5月の上覧相撲の様子を描いた錦絵では、木村庄之助は草履を履いている(『相撲浮世絵』(p.164)／堺市博物館製作『相撲の歴史』(p.40))。錦絵の力士名を見ると、寛政5年3月の番付に基づいている(『相撲浮世絵』(p.164))。この上覧相撲で木村庄之助が実際に草履を履いていたかどうかは必ずしも定かでない。もし木村庄之助が草履を履いていたなら、『相撲家伝鈔』(正徳4年)に述べてあることが守られていないことになる。また、履いていなかったなら、それに従ったことになる。いずれにしろ、木村庄之助が寛政6年5月の上覧相撲で草履を履いていたかどうかは、もっと他の資料で確認する必要がある。
- 15) この木村庄太郎(5代)は文政7年10月に9代木村庄之助を襲名している。「相撲行司家伝」(文政10年)によると、9代木村庄之助は文政8年3月に草履の免許を授与されている。草履を許される前、足袋行司だったのか、それとも素足行司だったのか、気になるところだ。足袋行司が文政7年までにすでに許されていれば足袋行司だったことは間違いないが、そうでなければ素足行司だったことになる。何れかを裏付ける確かな証拠が、今のところ、見つかっていない。
- 16) この錦絵の年月に関しては長崎在住の相撲史家田中健氏にお世話になった。越ヶ濱と追手風がいつから取組むようになったかに関してもその経過を詳しく調べ、その資料を提供してくれた。その資料は本稿の末尾に資料(1)として提示してある。本稿では田中氏の特定化した天保4年2月に賛同し、それを採用してある。もしこの年月が間違っていることがいつか判明するようなことがあれば、その責任はもちろん、私にある。
- 17) この錦絵については『相撲絵展』(p.16)にも解説があり、「越ヶ濱」と「追手風」の力士名では実際に対戦していないことが記されている。そして、錦絵は天保2

年の取組を描写したかもしれないと推測している。これは本稿の天保4年2月と異なる年月だが、どれが事実と合致するかは今後の研究課題としておきたい。いずれにしても、木村正蔵は遅くとも天保4年までにはすでに足袋行司として描かれていることから。天保初期にはすでに足袋行司が出現していたことになる。

- 18) 錦絵の五渡亭にこだわり、香蝶桜に改名する以前にその絵は描かれていると仮定すれば、その可能性は文政7年か8年のいずれかである。というのは、木村庄太郎は文政6年に素足だったことが錦絵で確認できるし、木村正蔵は文政9年正月には番付から消えているからである。そのいずれかの年月を裏付ける絵図資料や文字資料はまだ見ていないので、この錦絵は両力士名から判断し、天保初期に描かれたものとしておく。
- 19) 五渡亭から香蝶桜に改名した後、いつまで五渡亭も使用したかが分かれば、錦絵が描かれた年月がある程度正確に推測できる。つまり、その錦絵はその年月までに描かれていることが分かる。手元にある資料がかなり限定されているため、五渡亭が天保時代のいつ頃まで使用されていたのかを確認できなかった。これを調べるのも今後の課題である。
- 20) 行司は吉田司家の故実門人に加えられると、草履も許されるのが普通だが、その故実門人になるのは木村庄之助や式守伊之助を襲名した場所と必ずしも同じではない。襲名する以前に故実門人になる場合もあるし、襲名後になる場合もある。しかも、故実門人になった年月と襲名年月がかなり離れていることもある。従って、草履をいつ履き始めたかを明確に知るにはそれを裏付ける別の証拠が必要になる。故実門人になった年月は草履を許された年月を知る手掛かりにしか過ぎないのである。このことは特に強調しておきたい。
- 21) 稲妻の横綱を巡っては吉田司家と五条家との間で争いが起きている（吉田著『原点に還れ』(pp. 196-9)）。吉田家の免許を重視すれば、この錦絵は文政13年9月に降に描かれていることになる。
- 22) 錦絵の署名は必ずしも本人が書いたものだとは言えないこともある。絵師の死亡年月がはっきりしているにもかかわらず、その絵師の署名があれば、それは偽りだと断言できる。しかし、絵師が生きていても、本人の署名などには限らない。どれが本物で、どれが偽物かを判別するのは必ずしも容易でない。そのような問題点があることは確かだが、本稿で扱う錦絵では署名の真偽にはあまりこだわっていない。
- 23) 木村正蔵が文政8年10月以前に足袋行司を許された可能性をまったく否定できないが、文政7年以前の絵図資料や文字資料では足袋行司を確認できるものがまだ見つからない。
- 24) 木村正蔵は両手に半紙を広げて何かを読み上げている恰好だが、これは少なくとも「顔触れ」の様子ではない。足元に布の巻物らしいものが置かれていることから、その品物に関するリストや贈呈者などを読み上げているのかもしれない。そ

の様子が何を表しているかは明確でないが、本稿と関わりのあるものは履きものとしての「足袋」である。

- 25) 足袋行司が現れた頃、それについて記述してある文字資料が見つければ、足袋行司がいつ現れたかという疑問は簡単に解決する。足袋行司が制度的に決まったのであれば、何かの資料の中にそれが記述されているかもしれない。そのような資料がいつか見つかることを期待している。
- 26) 式守伊之助を襲名しても足袋だけの場合もある。たとえば、初代式守勘太夫は天保10年3月に5代式守伊之助になったが、その時は足袋を履いていた。それは錦絵で確認できる (SWPM (p.124))。この伊之助は天保11年8月に「故実門人」になっている (『ちから草』 (p.128))。この式守伊之助も天保14年9月の徳川家定公上覧相撲を描いた「徳川治蹟年間紀事」の図では草履を履いている (堺市博物館製作『相撲の歴史』 (p.40))。
- 27) この足袋姿の行司は11代木村庄之助である。草履を履いて描かれた11代木村庄之助と容貌がよく似ている。たとえば、「勸進大相撲取組の図」や「剣山と荒馬の取組の図」(いずれも天保14年、香蝶桜画、『江戸相撲錦絵』 (p.97)) などがある。この木村庄之助が草履を履くようになったのは、おそらく、天保12年6月に吉田司家の「故実門人」になってからである (『ちから草』 (p.128))。11代木村庄之助には天保12年11月まで一枚上に木村松翁 (主席) がいたので、この天保12年11月には木村松翁と共に少なくとも一場所、草履を共に履いていたことになる。木村松翁 (首席) と10代木村庄之助 (次席) の頃にも二人が共に草履を履いていたが、11代木村庄之助は天保10年3月の襲名時には草履を履いていない。その時には吉田司家の「故実門人」にもなっていない。当時、木村庄之助を襲名すれば、同時に草履が履けるという制度にはなっていなかった。故実門人に加えられる前に草履をまったく履いていなかったかどうかは気になるところだ。故実門人になる前であっても草履を許されることはあったからである。いずれにしても、木村庄之助を襲名した後、しばらく草履を履いていなかったことは確かだ。
- 28) 木村庄太郎が天保4年11月から木村庄之助を襲名した天保10年3月場所まで行司としてどのような役割を果たしていたかははっきりしない。番付では庄太郎の名前は見当たらない。しかし、いきなり天保10年3月に木村庄之助を襲名していることから、行司として何らかの役割を演じていた可能性もある。
- 29) 『当世相撲金剛伝 (西)』 (天保15年) にも大男生月鯨太左エ門の土俵入りが掲載されている。裁いている大阪行司の木村植之助は足袋を履いている。この『当世相撲金剛伝 (西)』には江戸相撲の上位行司も紹介されているが、足袋に関しては何も述べていない。なお、文政11年の『相撲金剛伝』や『角觚詳説活金剛伝』にも足袋に関することは何もない。
- 30) 11代木村庄之助は天保12年6月に故実門人になっている (『ちから草』 (p.128))。また、5代式守伊之助は天保11年8月に故実門人になっている (『ちから草』

(p. 128))。故実門人になってからは草履を履いているはずだが、それ以前に特別に草履を許されていなかったかどうかは必ずしもはっきりしない。故実門人になって初めて草履を履いたのか、それとも故実門人と草履は必ずしも密接な関係になかったのかを吟味する必要がある。

- 31) 足袋を履いていた可能性のある行司は、たとえば、式守源太郎がいる。もし木村源太郎が足袋を履いていなければ、天保14年正月の足袋行司はすべて『相撲櫓太鼓』には記載されていることになる。
- 32) 天保末期の足袋姿を描いた錦絵はもっと他の資料の中でも見ることができるが、そのような資料はここでは省略する。『相撲櫓太鼓』に掲載されている足袋行司とほとんど同じだからである。
- 33) 相撲が隆盛の頃は錦絵もよく描かれているが、そうでないときはやはり少ない。相撲は常に継続されていたので、制度が変化する可能性は常にある。
- 34) これらの錦絵が描かれた年月にはミスがあるかもしれない。描かれている力士を手掛かりに年月は割り出してあるが、同じ力士の取組は必ずしも一回だけとは限らない。また、横綱土俵入りでもどの場所のものかを必ずしも正確に割り出せない場合もある。
- 35) 天保9年10月番付によると、この式守勘太夫は第五席で、式守家の中では首席である。もしこの10月場所まで素足だったならば、式守伊之助を襲名した天保10年3月場所で初めて足袋を履いたことになる。足袋を許す基準が番付の席順に基づいていたのか、木村家や式守家の中の席順に基づいていたのかがはっきりしない。それぞれの行司家の中での席順で決めていたなら、式守家の勘太夫は伊之助を襲名する前にも足袋を履いていたはずだ。しかし、番付の席順で決めていたなら、足袋を履いていたかどうかは微妙である。いずれにしても、裏付けとなる証拠がほしいところだ。
- 36) この判断が正しければ、天保10年3月以降に描かれた錦絵では鬼一郎は足袋姿であることになる。そのような錦絵が見つかりそうだが、今までのところ、まだ見つかっていない。天保10年3月から12年11月までの錦絵が見つければ、鬼一郎がいつ頃足袋を許されたかがかなり正確に割り出せるはずだ。
- 37) この錦絵が天保14年正月の取組を描いたものだとしても、市之助は当時すでに足袋行司になっていたのだから、その年月はそれほど重要ではない。天保14年の錦絵は足袋が既に許されていたことを確認できる証拠である。『相撲櫓太鼓』でもそれは確認できた。
- 38) この錦絵の年月を『江戸相撲錦絵』(pp. 142-3)では天保13年としている。天保13年2月に真鶴は高根山に改名しているが、その場所では高根山は小柳と対戦していない。
- 39) 木村市之助は荒馬对小柳の取組や黒雲対要石の取組などを描いた錦絵もあるが、絵師はいずれも香蝶桜豊国となっている。これらの錦絵は弘化以降に描かれたも

のに違いない。

- 40) 『毎日新聞』(M38.2.6)によると、木村瀬平が弘化3年、足袋を許されている。これは十兩格に相当する「格足袋」である。『毎日新聞』の行司歴が弘化時代の行司の階級を忠実に記述してあるのであれば、少なくとも弘化時代には「足袋格」行司がいたことになる。小池(89)によると、木村瀬平は慶応元年、紅白紐を許されている(H9, p.159)。足袋格より上位の「本足袋」(すなわち幕内格に相当する行司)もちろん「足袋」を許されていたに違いない。このような事例から、幕末までには現在の十兩格以上の行司はすでに「足袋」を許されていることが分かる。たとえ足袋を許された行司が幕末までにはすでに決まっていたとしても、いつの時点で「格足袋」や「足袋格」が区別されるようになったか、またいつの時点で房の色が決まったかは、やはり今後解明しなければならない。

参考文献

- 荒木精之, 昭和34年, 『相撲道と吉田司家』, 相撲司会。
池田雅雄, 平成2年, 『大相撲ものしり帖』, ベースボール・マガジン社。
『江戸相撲錦絵』, 『VANVAN 相撲界』(昭和61年新春号), ベースボール・マガジン社。
『大相撲』, 戸谷太一編, 昭和52年, 学習研究社(学研)。
『大相撲人物大事典』, 平成13年, 『相撲』編集部, ベースボール・マガジン社。
『角觥詳説活金剛伝』, 文政11(1828)年, 立川焉馬撰。
『木村瀬平』(雪の家漁叟記), 明治31(1898)年, 版元・根岸治右衛門。
酒井忠正, 昭和31年, 『日本相撲史(上)』, ベースボール・マガジン社。
式守蝸牛, 寛政5(1793)年, 『相撲隠雲解』/『VANVAN 相撲界』(秋期号)に収録, 昭和58年。
『相撲浮世絵』, 別冊『相撲』夏季号, 昭和56年6月, ベースボール・マガジン社。
『相撲絵展』, 平成10年, 山口県立萩美術館・浦上記念館。
『相撲家伝鈔』, 正徳4(1714)年, 木村喜平次著。
「相撲行司家伝」, 文政10(1827)年11月, 柘岡・花坂著『相撲講本』, pp.597-603/酒井著『日本相撲史(上)』(p.166)。
『相撲金剛伝(二編)』, 文政11(1828)年, 立川焉馬撰。
『相撲の歴史』, 平成10年, 堺市博物館製作。
『相撲櫓太鼓』, 天保14(1843)年, 立川焉馬序文, 歌川国貞画図。
『ちから草』, 昭和42年, 吉田司家。(「すまい御覧の記」, 「吹上御庭相撲上覧記」, 「相撲上覧記」, 「相撲私記」などの抜粋がある)。
『当世相撲金剛伝(東/西)』, 天保15(1844)年, 立川焉馬作, 歌川国貞画。
根間弘海, 平成22年, 『大相撲行司の伝統と変化』, 専修大学出版局。
根間弘海, 平成23年, 『大相撲行司の世界』, 吉川弘文館。
根間弘海, 平成24年, 『大相撲行司の軍配房と土俵』, 専修大学出版局。

『本朝相撲之司吉田家』，大正2（1913）年，肥後相撲協会（著作兼発行者）。

枘岡智・花坂吉兵衛，昭和10年，『相撲講本』，相撲講本刊行会／昭和53年，復刻版，誠信出版社。

吉田長孝，平成22年，『原点に還れ』，熊本出版文化会館。

Bickford, Lawrence, 1994, Sumo and the Woodblock Print Masters (SWPM), Tokyo : Kodansha International.

資料（1）： 越ヶ濱と追手風の対戦

これは長崎在住の相撲史家田中健氏の資料である¹⁾。私の調査よりも格段に精密である。越ヶ濱と追手風の取組を描いた錦絵(『相撲絵展』(p.16))の年月に関し、田中氏にご教示を仰いだところ、この資料と共に天保4(1833)年2月の可能性が高いというお便りをいただいた。その年月を割り出した解説もあるが、ここでは割愛する。

場所年月	追手風喜太郎	対戦日	越ヶ濱岩五郎
文政7.10	① 西前七 ●	黒柳 (七日目)	越ヶ濱○ 東幕下2 ²⁾
ゝ 8.1	② 〃 〃 △	〃 (六日目)	〃 △ ³⁾ 〃 前七
ゝ 8.10	③ 〃 前六 △	〃 (七日目)	〃 △ 〃 前五
ゝ 9.1	〃 〃	〃 (なし)	〃 〃 〃
ゝ 9.10	〃 前三	〃 (〃)	〃 〃 前四
ゝ 10.3	〃 前四	〃 (〃)	〃 〃 〃
ゝ 10.11	〃 前二	〃 (〃)	〃 〃 前一
ゝ 11.3	〃 前四	〃 (〃)	〃 〃 小結
ゝ 11.10	④ 〃 前一 △	〃 (九日目)	〃 △ 〃 前一
ゝ 12.2	〃 〃	〃 (なし)	〃 〃 〃
ゝ 12.10	⑤ 〃 〃 ○	〃 (四日目)	〃 ● 〃 〃
ゝ 13.3	〃 〃	〃 (なし)	〃 〃 〃
ゝ 13.11	〃 〃	〃 (〃)	〃 〃 〃
天保2.2	〃 〃	逐手風 (〃)	〃 〃 〃
ゝ 2.11	〃 〃	〃 (〃)	〃 〃 〃
ゝ 3閏11	〃 〃	〃 (〃)	荒磯 〃 〃 ⁴⁾
ゝ 4.2	⑥ 〃 〃 ●	〃 (八日目)	〃 ○ 〃 〃

♪	4.11	♪	小結	追手風 (なし)	♪	♪	♪				
♪	5.1	⑦	♪	♪	○	♪	(六日目)	♪	●	♪	♪
♪	5.11	⑧	♪	関脇	○	逐手風 (四日目)	♪	●	♪	前二	
♪	6.1	⑨	♪	♪	○	追手風 (七日目)	♪	●	♪	前四	
♪	6.10	⑩	♪	小結	○	♪	(八日目)	♪	●	♪	♪
♪	7.2	⑪	♪	♪	○	♪	(四日目)	♪	●	♪	前三
♪	7.11		♪	大関		♪	(なし)	♪		♪	前二
♪	8.1	⑫	♪	関脇	○	♪	(四日目)	♪	●	♪	♪

資料 (2)： 木村正蔵の行司歴

文政6(1823)年10月の錦絵(小柳と四賀峯の取組, 春亭画, 『江戸相撲錦絵』(pp.30-1))で木村庄太郎(第四席)が素足なので、文政5年以降の行司歴を見て行くことにする。

文政5年10月 庄之助(8代)―伊之助(3代)―庄太郎(5代)―正蔵
この席順は文政7年正月場所まで同じ。

文政7年10月 庄之助(9代)―伊之助―正蔵―庄太郎(6代)
5代庄太郎が9代庄之助を襲名し、正助が6代庄太郎になった。この席順は文政8年10月まで同じ。

文政9年正月 庄之助―伊之助―庄太郎―与太夫
正蔵は番付からいなくなる。これは文政11年3月まで同じ。

文政11年10月 庄之助―伊之助―正蔵―庄太郎―与太夫
正蔵は復帰する。この席順は文政13年11月まで同じ。

天保2年2月 庄之助―正蔵―庄太郎―与太夫
これは天保2年11月まで同じ。伊之助が引退した。伊之助は

天保5年1月まで消える。

天保3年11月 庄之助—正蔵—与太夫—喜代治
庄太郎がいなくなる。

天保4年2月 庄之助—正蔵—庄太郎—与太夫—喜代治
庄太郎が復帰する。

天保4年10月 庄之助—正蔵—喜代治—正九郎

天保5年1月 庄之助—正蔵—喜代治—与太夫—正九郎

天保5年10月 庄之助（9代）—正蔵—喜代治—伊之助
伊之助が復帰するが、第四席になっている。

天保6年正月 庄之助（喜左衛門再勤）—勘太夫—宗助
正蔵と伊之助が番付から消えている。正蔵が復帰するのは天保7年11月である。

天保6年10月 庄之助—伊之助—峰之助—勘太夫—鬼一郎—金治郎
伊之助の名が番付に見える。

天保7年2月 木村松翁—庄之助（10代）—伊之助—勘太夫—鬼一郎
木村松翁が番付に見える⁵⁾。

天保7年11月 松翁—庄之助—伊之助—峰之助—禎蔵—勘太夫—鬼一郎
正蔵は禎蔵に改名し、復帰する。

天保8年正月 松翁—庄之助—伊之助—峰之助—正蔵—勘太夫—鬼一郎
禎蔵を正蔵へ再び改名する。

天保8年10月 松翁—庄之助（10代）—峰之助—正蔵—勘太夫—鬼一郎
伊之助が番付から消える。正蔵は第四席である。この席順は天保9年10月まで基本的に同じ。

天保10年3月 松翁—庄之助（11代）—伊之助—鬼一郎—市之助—竜五郎
庄太郎が庄之助（11代）は襲名した。これは天保12年11月まで同じ。正蔵は天保13年10月まで番付から消えている。

天保13年2月 庄之助—伊之助—源吾—鬼一郎

松翁が引退した。庄之助が首席になる。第三席が源吾になっている⁶⁾。

天保13年10月 庄之助一伊之助一鬼一郎

源吾が番付から消える。

天保14年1月 庄之助一伊之助一鬼一郎

正蔵は復帰し、禎蔵に改名している。禎蔵は番付一段目の左端に記載されているが、この席順が「実際の」席順と同じかどうかは定かでない。

天保14年10月 庄之助一伊之助一庄太郎一鬼一郎

禎蔵が庄太郎に改名している。庄太郎は番付一段目の右端に記載されている。

天保15年正月 庄之助一伊之助一鬼一郎

庄太郎から正蔵に改名している。番付では鬼一郎のほうが正蔵より上位になっている⁷⁾。番付の記載方法が変わっているのか、何か特別の理由があるのかははっきりしない。本来なら、鬼一郎より上位にいるはずだからである。

弘化2年2月 正蔵は庄之助（第12代）となる。嘉永6年2月場所まで続く。

注

- 1) この資料は本稿に提示してもよいという許可を田中健氏から受けてある（2012年9月）。内容はそのままだが、提示の仕方が少し異なる。
- 2) 酒井著『日本相撲史（上）』（p.267）では黒柳の七日目対戦相手が「越ノ海」となっているが、これは「越ヶ濱」のミスである。越ノ海はこの場所、休場していた。たとえ休場していなくても、越ノ海と黒柳は同じ西方なので、対戦しない。
- 3) この△印は「勝負預り」を表す。
- 4) 越ヶ濱は三日目から荒磯に改名している。
- 5) 「松翁」という名称のついた行司や年寄に関しては池田著『大相撲ものしり帖』（H2, pp.191-5）に簡潔な解説がある。天保7年2月番付に見られる木村松翁は行司を引退していた8代木村庄之助が行司に復帰し、10代木村庄之助の上位になってい

る。6代木村庄太郎が天保10年3月に11代木村庄之助を襲名しても、この木村松翁は首席のままだった、つまり、木村松翁は天保7年2月から天保12年11月まで常に首席、10代と11代木村庄之助は第二席だった。第二席だった11代木村庄之助が首席になったのは天保13年2月である。木村庄之助は天保12年11月に行司を引退している。

- 6) 荒木著『相撲道と吉田司家』(p.198)に「天保12年6月、木村玉之助、木村源吾を行司故実門人とす」とある。この行司は大阪相撲から参加したのかもしれない。この場所だけ番付には記載されている。
- 7) 『当世相撲金剛伝(東)』(天保15年)には木村正蔵が他の行司と別格に掲載されている。